

## 令和3年度 茨城県小学生バレーボール新人大会開催要項

主 催 茨城県バレーボール協会

後 援 茨城県教育委員会／茨城県スポーツ少年団／開催地市町村教育委員会

主 管 茨城県小学生バレーボール連盟

- 1 期 日 令和4年2月12日（土）・13日（日）
- 2 会 場 常陸大宮市西部総合公園体育館他
- 3 参加資格 ①令和3年4月1日に11歳未満のもので、同年5月1日現在、国・公・私立の小学校および各種学校に在籍している者。  
②公益財団法人日本バレーボール協会加盟団体登録規程にもとづき、令和3年4月1日以降、申込締め切り日までに、参加チームごとに、JVA-MRSの登録を済ませていること。(ベンチスタッフを含む。)  
なお、茨城県スポーツ少年団に加盟しているチームも、同様の手続きを済ませること。  
③スポーツ障害保険に加入していること。
- 4 競技規則 令和3年度公益財団法人日本バレーボール協会の定める6人制競技規則による。ただし、別に定める小学生バレーボールフリーポジション制を用い、さらに21点のラリーポイント制を採用する。
- 5 競技方法 3セットマッチトーナメント戦を原則とする。
- 6 チーム編成 ※チームは、監督・コーチ・マネージャー各1名（監督は成人であること）・選手14名以内とする。  
※監督・コーチ・マネージャーのうち1名以上は、公益財団法人日本バレーボール協会並びに日本小学生バレーボール連盟の共催する指導者講習会の受講証を所持しているか、公益財団法人日本スポーツ協会が認定するバレーボールのスタートコーチ、コーチ1（旧指導員）、コーチ2（旧上級指導員）、コーチ3（旧コーチ）、コーチ4（旧上級コーチ）のいずれかの資格を有し、ともに証明証を試合時は、胸に下げていなければならない。  
※監督、コーチ、マネージャーは2チームを兼任することはできない。  
※混合の部は、全日本大会に準ずる。（MRS登録が同一団体であり、コート内には必ず1名以上の男子または女子が混合でプレーすることなど。）
- 7 審判員 公益財団法人日本バレーボール協会並びに茨城県バレーボール協会の公認審判員及び各チーム帯同審判員とする。
- 8 試合球 公益財団法人日本バレーボール協会が公認する、人工皮革軽量4号球カラーボール「ミカサボール(V400W-L) モルテンボール(V4M5000-L)」(円周 62～64 重量 200～220g)を使用する。  
ボール内圧については、6人制競技規則に準ずる。  
男子：モルテン、女子：ミカサ、混合：モルテン

- 9 競技服装 ※選手の背番号は1番から99番とするが、1番から14番が望ましい。ユニフォームの背番号等の色は、ルールに則って地の色と対称の色を使用し誰もが見えやすいものにする。  
※監督・コーチ・マネージャーの服装は統一し（短パン・Tシャツ・襟なしは不可）、監督・コーチ・マネージャー章をチームで用意し左胸に着用すること。  
※混合チームのユニフォームは、男女で違うユニフォームを着用し、番号が重ならないようにする。しかし、違うユニフォームを用意できない場合は、同一ユニフォームでも構わないが、男子が識別できるものを足首に付けること。
- 10 表彰 男子・女子・混合各1位～3位を表彰する。
- 11 申込方法 大会参加申込書に必要事項を記入し、MRS登録者一覧を添えて下記宛に申し込むこと。 申込書様式は県小連公式ホームページよりダウンロードできます。  
(<http://www.isvba.jp/index.htm>)  
(データ化したものを、メールにて送付すること。)
- 12 申込先 【女子県大会】 ⇒ 各支部大会事務局  
西：松村博史 E-mail：rsc44241@nifty.com ☎0296-33-8504  
南：川田公仁 E-mail：kwk@tius.ac.jp ☎029-862-5877  
央：富島清吉 E-mail：kasima.tomi.2021@gmail.com ☎0904706-3929  
北：遠藤康夫 E-mail：juo.y.endo@gmail.com ☎090-9672-0698  
【男子及び混合】 県競技委員長  
杉山雄一 E-mail：yu-sugi@intio.or.jp ☎0296-22-6281
- 13 申込期間 【男子、混合】 令和3年12月16日（木）～令和4年1月6日（木）  
【女子】 支部別大会終了3日以内 厳守
- 14 参加料 1チーム5,000円（会場受付にて徴収）  
※大会当日、何らかの事情により棄権の場合でも参加料を徴収することを、あらかじめご了承ください。
- 15 組合せ 大会事務局において責任をもって行う。
- 16 その他 大会は、県及び関連団体の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに沿って行う必要があることから、別に注意事項等を定める場合がある。